

路面清掃業務委託仕様書

福岡県

第1章 総則

1 適用

この仕様書は、福岡県が管理する国道及び都道府県道（以下「道路」という。）の機械による路面清掃業務について必要な事項を示すものである。

ただし、特記仕様書がある場合は、特記仕様書を優先して適用する。

2 工程及び清掃日報、写真管理

- (1) 受注者（以下「乙」という。）は清掃着手に先立ち年間工程表を提出して、発注者（以下「甲」という。）の承認を得ること。
- (2) 乙はやむを得ない事由により年間工程表を変更する場合は、その都度甲の承認を得ること。
- (3) 甲の都合により工程の変更を命ずることがある。
- (4) 乙は月間工程表を、前月の25日までに所轄県土整備事務所長（以下「所長」という。）に提出し、承認を得ること。
- (5) 乙はその日の清掃業務が完了したときは、所定の様式（作業日報）に清掃状況を明記し、翌日までに所長に通知しなければならない。
- (6) 乙は写真管理について土木工事施工管理の手引きに基づき、半年に一度（年2回）、甲に提出すること。

3 使用機械、器具

- (1) 乙は、使用する機械の名称、規格、車種、車両番号、使用目的等を記入した機械使用計画書を、あらかじめ甲に提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 乙は、甲が承認した型式又は性能、車両番号等と異なる同種の機械等を使用するときは、あらかじめ当該機械について甲の検査を受け、承認を得なければならない。
- (3) 路面清掃車については、別添「車両運行記録計の基準について」を満足する運行記録計を取り付け、その記録表を作業日報に添付して所長に提出しなければならない。

4 作業

- (1) 乙は、清掃に先立ち、所長に施工計画書を提出し、承認を得なければならない。
- (2) 清掃作業中、第三者及び道路の施設物等に損害を与えた場合は、直ちに所長に報告しなければならない。
- (3) 仕様書に明記されていない事項についても、清掃施工上必要と思われる軽微な事柄については、所長の指示に従い、受注者の負担により処置しなければならない。

5 履行の確認

履行の確認は、現場確認を原則とするが、所長の都合等により立会確認ができない場合は、車両運行記録計の記録表等により確認するものとする。

6 交通保安規則

- (1) 清掃時間は、交通への影響が少ない時間に行うものとする。
- (2) 作業中には、車両の前後に「道路清掃中」の標識を取り付けるとともに、必要に応じて誘導員による交通処理を行うこと。
- (3) 作業員は、統一した黄色のアノラックス又はチョッキ等を着用し、これに反射シートを取り付けるとともに、保安帽及び腕章を着用すること。

7 災害時

台風、豪雨等で災害の発生が予想される場合は、乙が自ら巡回点検し安全確認後、業務に着手すること。

なお、異常事態を発見したときは直ちに所長に連絡すること。

8 その他

請負者（下請け含む）は、業務中（準備、作業時、移動時、待機時含む）の飲酒を厳禁とし、業務開始前にアルコールチェックを実施して、適切な業務執行に努めること。

酒気帯び、飲酒等の実態が確認された場合は、県は元請業者に対して契約の解除を求めることができることとする。

さらに、契約違反として指名停止等必要な処置を講ずることがある。

第2章 路面清掃

1 目的

道路路面に散在する土砂、紙屑等を承認された清掃機械を用いて清掃する。

2 清掃機械

- (1) 清掃に使用する車両機械は、ブラシ式清掃車と同等以上の機能を有するものとする。
- (2) 清掃車は、水タンク容量 1.8 t 以上、土砂積載容量 2.5 m³ 以上、走行速度 30km / h 以上で運行できるものとする。
- (3) 各清掃車には、別添「車両の保安標識基準」に適合する標識を取り付けること。

3 車両編成

- (1) 清掃時の車両編成は、散水車、清掃車、4t 積ダンプトラック以上とする。

4 作業

- (1) 清掃速度は、6km / h 以下で行わなければならない。
- (2) 清掃を行うときは必ず散水を行い、埃を抑えた状態で行わなければならない。
- (3) 清掃車のホッパーに満載された土砂等は、速やかに土捨場等に運搬するかダンプ トラックに移すものとし、その際路面を汚さないよう注意すること。
- (4) ダンプトラックは、清掃車から排出された土砂等で満載となったときは、速やかに土捨場等に運搬する。
- (5) 路側条件により、規定の清掃車によって清掃できない箇所については、人力による清掃（締固まつた土砂の掘り起こし、粗大塵埃の除去、掃き残し処理、障害物の除去等）を行わなければならない。
- (6) 歩道設置箇所において、軽微な草等が見受けられる場合は、人力による除草を行わなければならない。
- (7) 清掃順路は、施工計画書により承認された順路に従って行うこと。

5 作業の中止

所長は、次の場合には作業を中止させることができる。

- (1) 降雨又は降雪等により、正常な作業ができないと判断されたとき。
- (2) 作業機械の整備不十分により、機能が十分に発揮できないと判断されたとき。
- (3) 他の道路工事が行われている場合。
- (4) その他、作業が不可能と判断されたとき。

担当者	係長	課長

作業日報

令和 年 月 日

国土整備事務所長 殿

株式会社

下記のとおり作業日報を提出します。

記

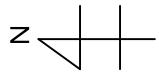
1. 清掃月日 令和 年 月 日 曜日
2. 天候
3. 清掃箇所 別紙箇所図のとおり
4. 作業延長 のべ km
5. 走行時間
6. 作業時間
7. 特記事項

確認の種別 (イ) 現場確認 令和 年 月 日
(ロ) 記録表などによる確認 令和 年 月 日

上記のとおり履行されていることを確認します。

令和 年 月 日

職 氏名 印



別添

「車両運行記録計の基準について」

路面清掃に使用する清掃車両には次の基準に適合する運行記録計を取り付けなければ
ならない。

1 24時間以上の継続した時間内における当該自動車に次の事項を自動的に記録できる構造であること。

1) すべての時刻における瞬間速度

2) すべての二時刻間における走行距離

2 運行記録計の瞬間速度の記録の誤差は、平坦な舗装路面で速度 35km／時以上において正 15 % 負 10 % 以下であること。

別添

「車両の保安標識基準」

路面清掃を行なう車両の前後には、下記の基準に適合する標識を設置しなければならない。

(1) 寸法

縦 30cm 以上

横 100cm 以上

(2) 記載事項

色彩



地・・・黄色

字・・・黒色

(3) その他

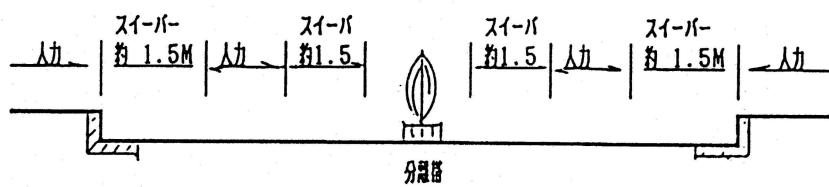
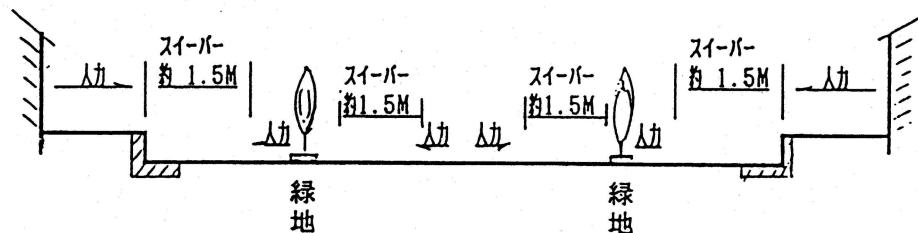
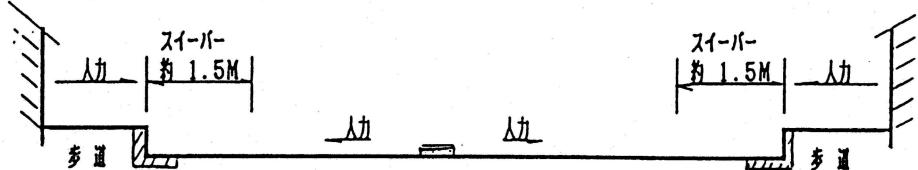
- 1) 夜間反射式の材料を使用すること。
- 2) 走行中に破損等のおそれがない強度を有すること。
- 3) 定置位置は他の走行車両によく見えるところとする。
- 4) 夜間等で文字が見えにくい場合は照明を用いる等措置を講じること。

路面清掃実施細目

1 清掃幅

道路の路肩側にたまつた塵あいを両側それぞれ約1.5mスイーパーで清掃する。その他の部分は人力にて清掃する。

(例)



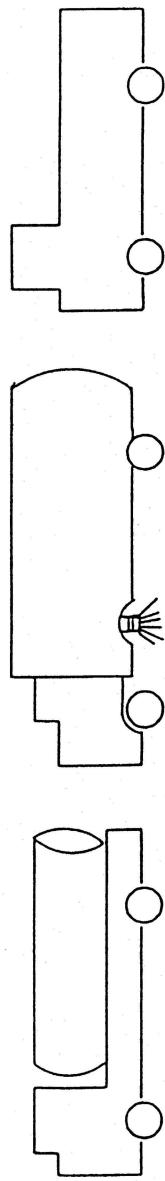
(参考)

道路路面清掃(車両編成図)

移動速度 30km/h 以上 実作業速度 6.0km/h 以下

散水車
水タンク容量
3,800L

道路清掃車
ブラシ式リヤダンプ
2.5m³



令和 8 年度 実施 設計書総括情報 (当初)

設 計 書 番 号	508-23201-301-00	事 務 所 名	
単 價 区 分	実 施	諸 経 費 調 整 区 分	
	当 初		適 用
道 路 維 持 工 事 02			
工 事 價 格 計			
消 費 税 相 当 額			
工 事 費			
当 初 請 負 金 額		当 初 設 計 額	
変 更 請 負 金 額	_____		
消 費 税 相 当 額			
工 事 費			

工 事 年 度	令和 8 年度
工 事 名	R8福岡県路面清掃業務委託
変 更 回 数	
諸 経 費 区 分	公共 令和07年度
工 種 区 分	道路維持工事
単 価 適 用 年 月 日	令和08年01月09日 公共
単 価 地 区	那珂1:筑紫野、春日、大野城、太宰府、那珂川、福岡市一部
機 損 適 用 年 月 日	令和06年度(令和07年度対応) 公共
歩 挂 適 用 年 月 日	令和07年10月 公共
備 考	

諸 経 費 設 定 情 報

名 称	値
【 週休2日補正 】	補正なし
<公共工事>	
【工区名称：道路維持工事02】	
[工種]	道路維持工事
[主要項目]	
施工地域	補正無し
前払金支出割合区分	3 5 %を超える4 0 %以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	しない
補正係数の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
[現場環境改善費]	
現場環境改善費計上区分	計上しない
[現場管理費]	
率指定	しない
施工時期、工事期間による補正	行わない
緊急工事補正	緊急工事補正無
補正係数の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
[一般管理費等]	
率指定	しない
工事価格端数調整	千円止め
[間接労務費]	
[工場管理費]	
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない

本工事費内訳書

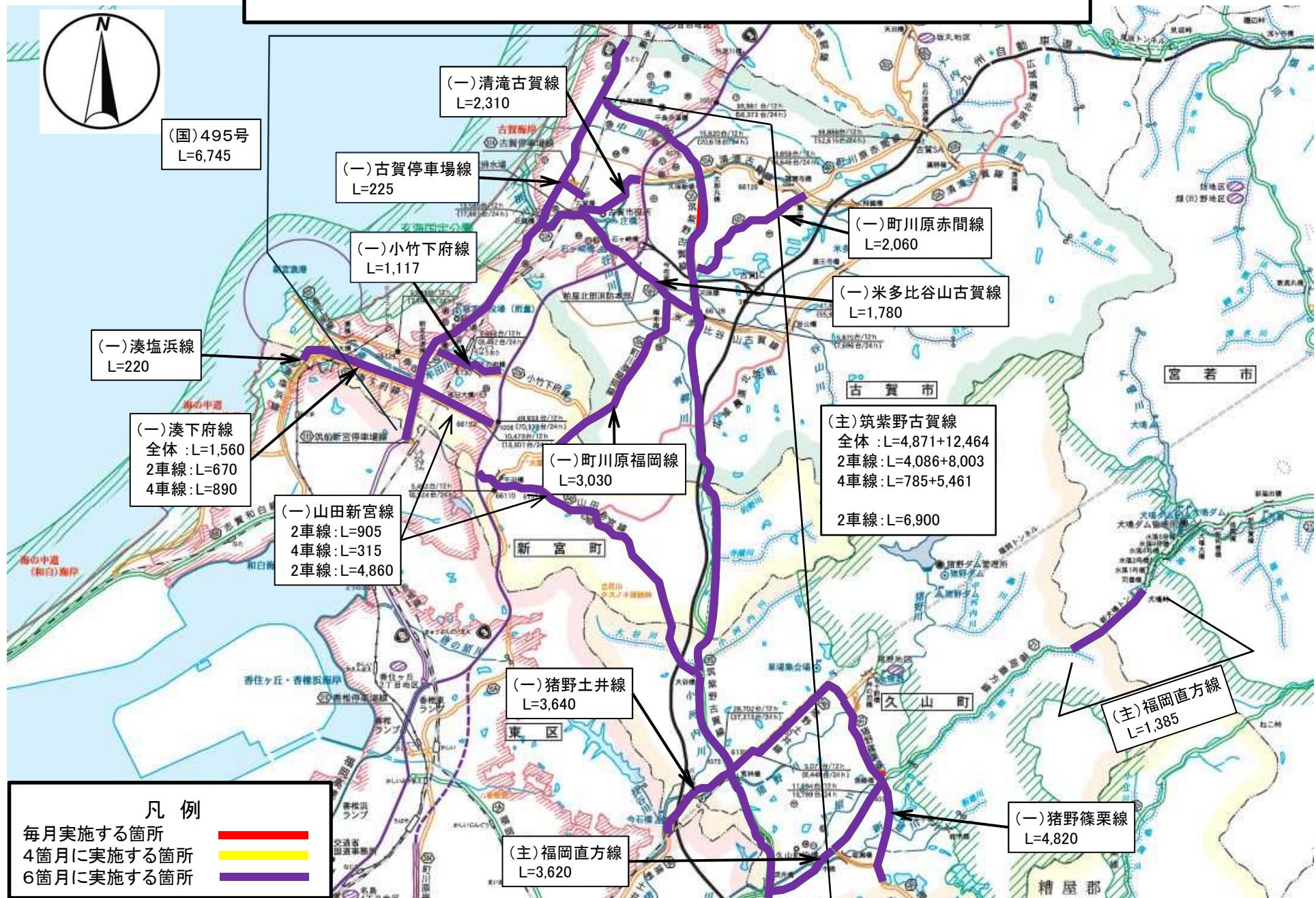
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
道路維持工事02	1	式				
道路維持	1	式			Lv1	
道路清掃工	1	式			Lv2	
路面清掃工	1	式			Lv3	
路面清掃(機械)	1	式			Lv4	
路面清掃(昼間)	1	式				
路面清掃作業 アラシ式 ヤタソフ [®] 2.5m3級 清掃延長=291.1km 移動距離=1561.6km	3,493.3	km			第 1 号	
歩道掃き出し	1,382.8	km			第 4 号	
選別、積込及び運搬	1	式				

本工事費内訳書

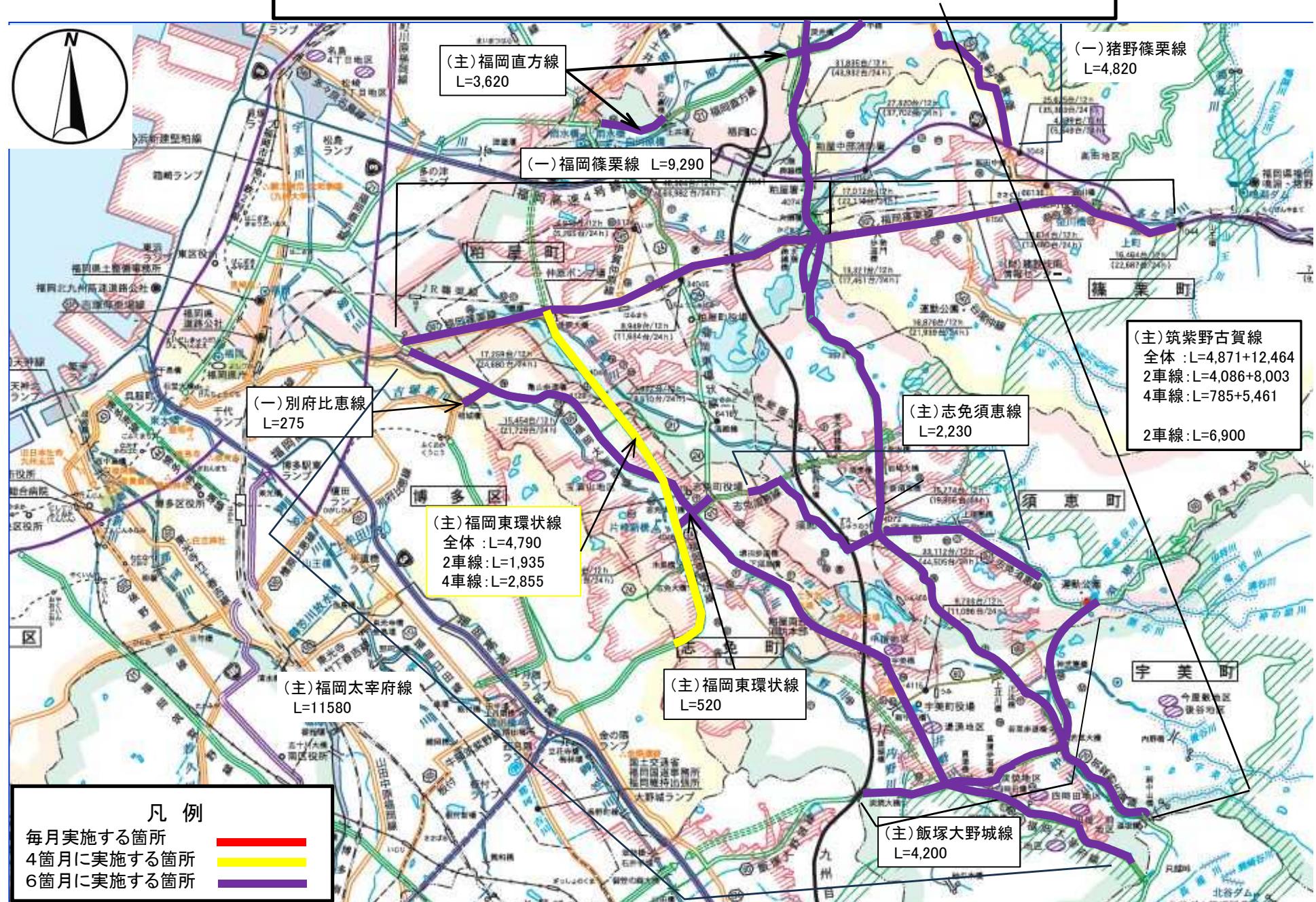
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
堆積塵芥収集(人力処理) 収集・集積・積込み・運搬 DID区間有 53.0km以下 持込 外代損耗費(良好)含む	100	m3			第 5 号	
積込(ルーズ) 土砂 小規模(標準以外)	560	m3			第 6 号	
土砂等運搬 小規模 パック砂山積0.28m3(平積0.2m3) 土砂 60.0km以下 DID区間有 外代損耗費(良好)含む	560	m3			第 7 号	
処分費	1	式				
産業廃棄物中間処理料 混合廃棄物	100	m3				処
残土投棄料	560	m3				処
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				

本工事費内訳書							
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準	
共通仮設費率分	1	式					
純工事費	1	式					
現場管理費	1	式					
工事原価	1	式					
一般管理費等	1	式					
工事価格	1	式					
消費税等相当額	1	式					
合計							

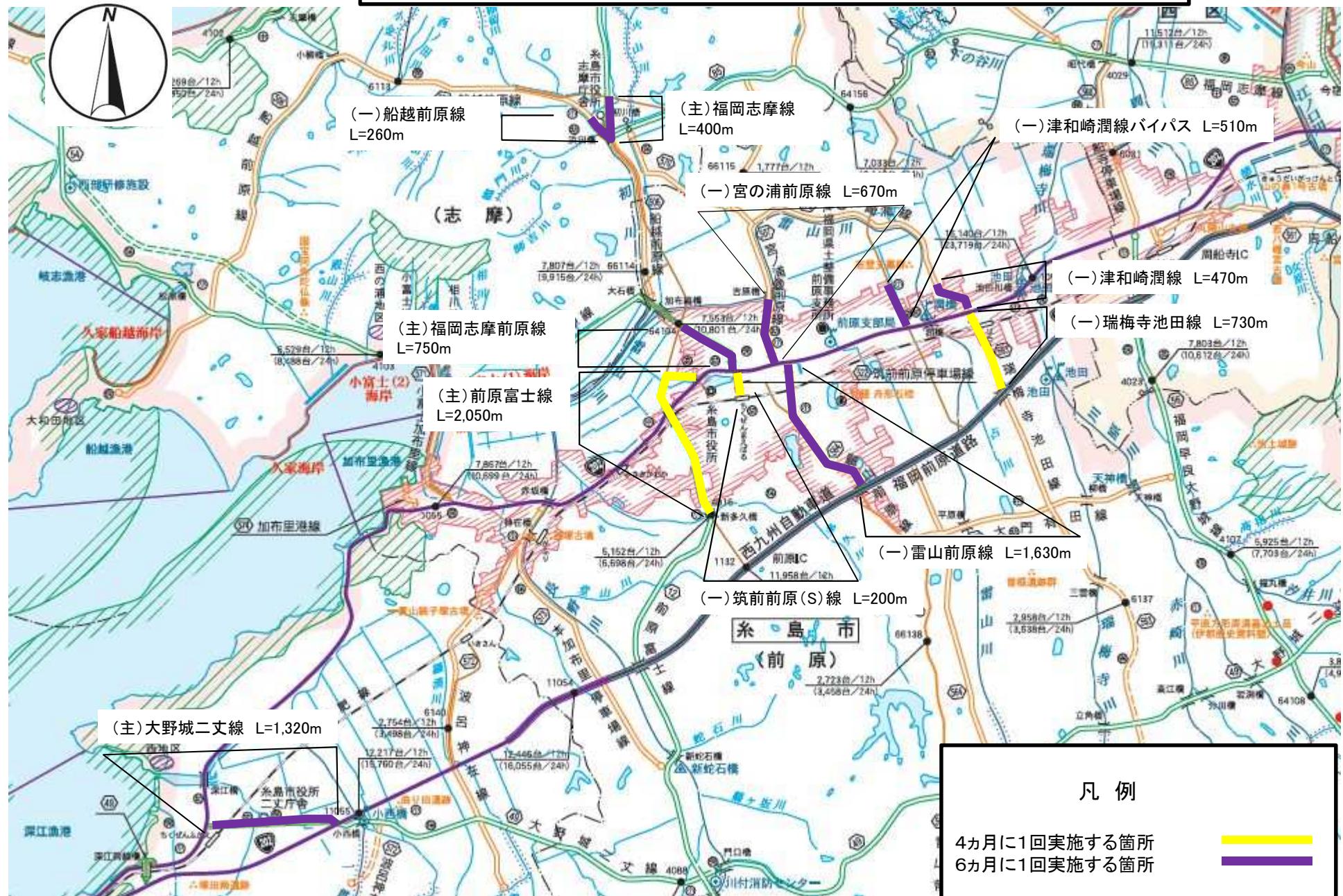
R8福岡県土整備事務所路面清掃実施箇所図(1/2)



R8福岡県土整備事務所路面清掃実施箇所図(2/2)

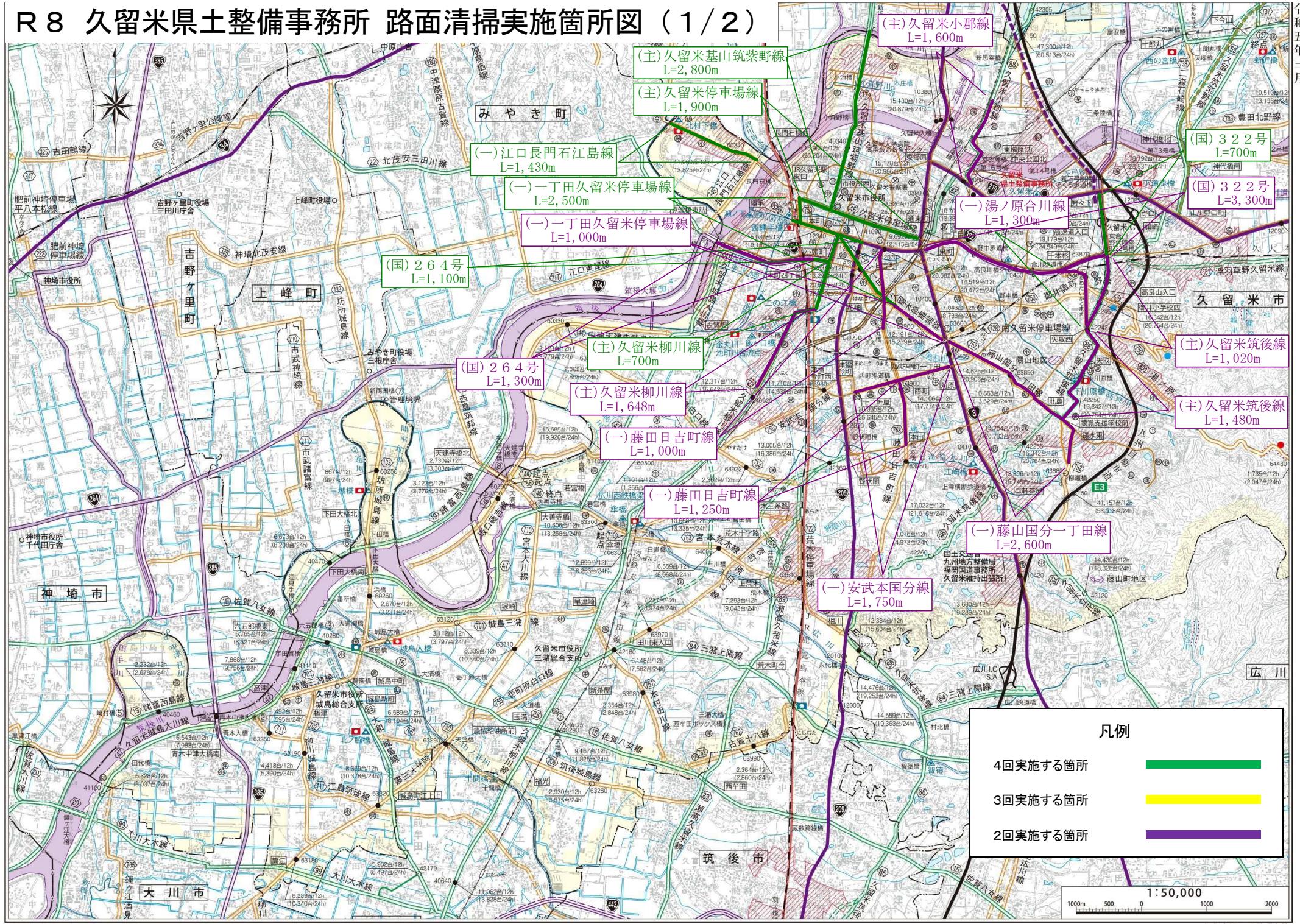


R8福岡県土整備事務所(前原)路面清掃実施箇所図



R 8 久留米県土整備事務所 路面清掃実施箇所図 (1/2)

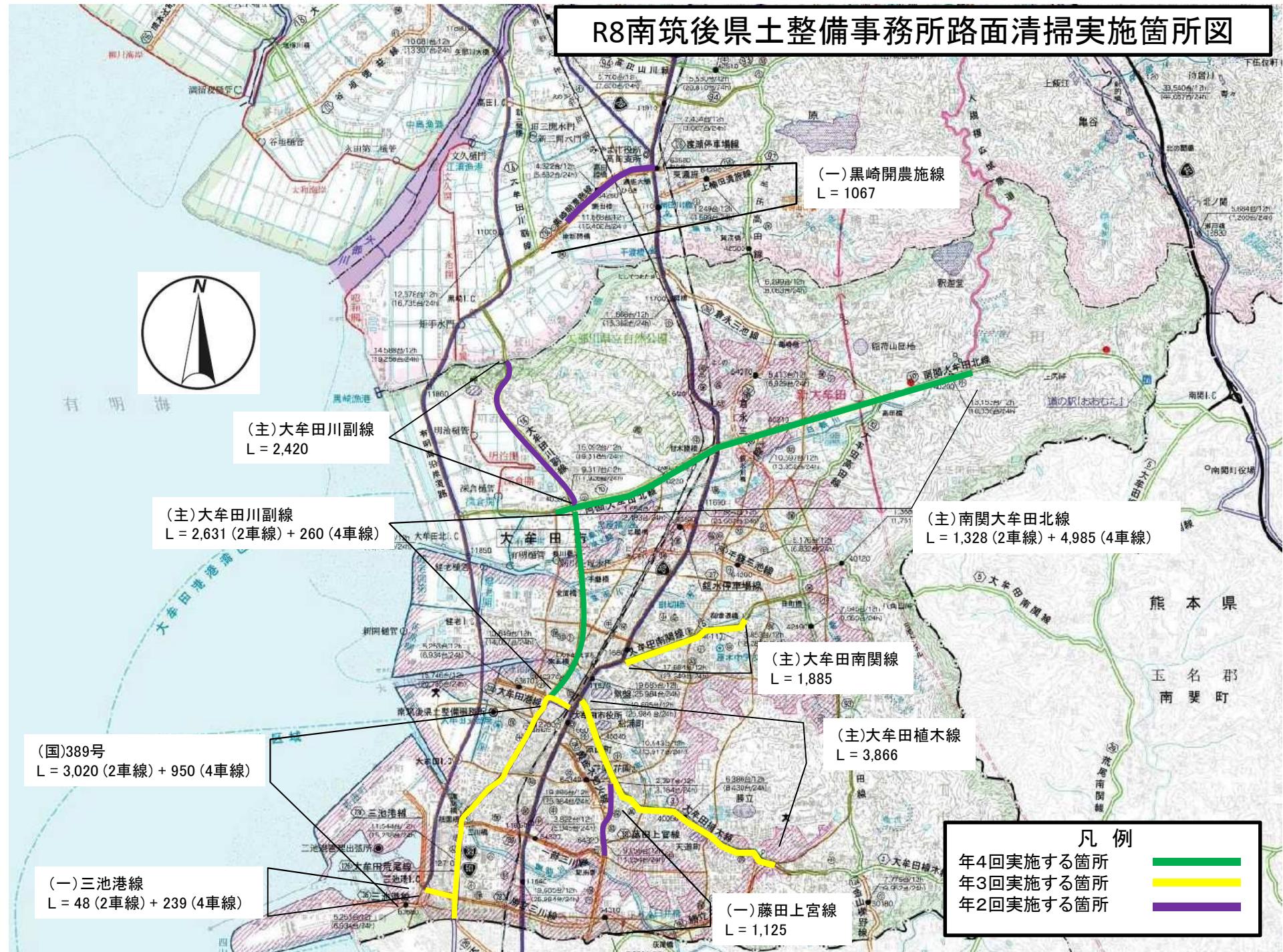
令和五年三月



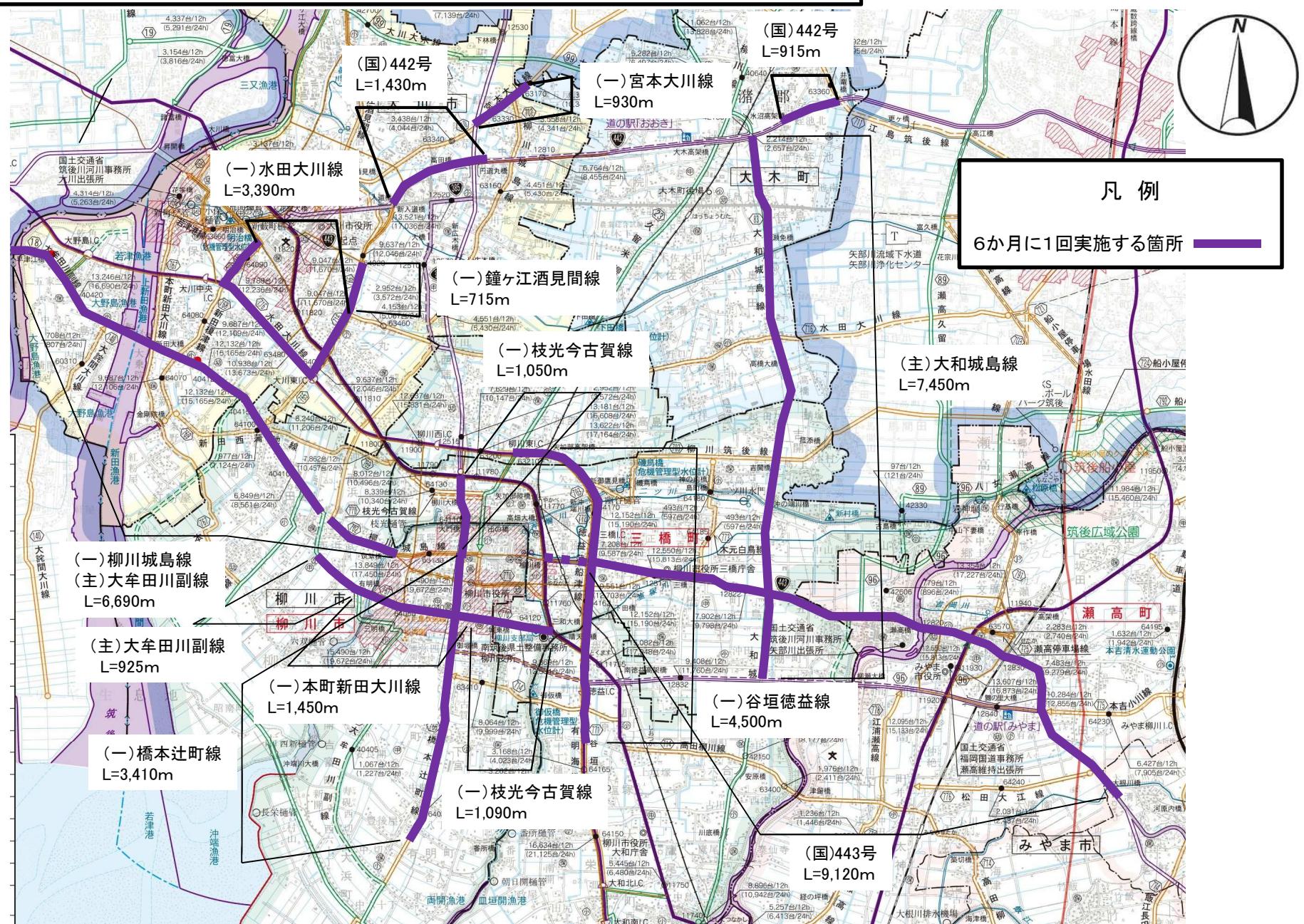
R8 久留米県土整備事務所 路面清掃実施箇所図 (2/2) 令和五年三月



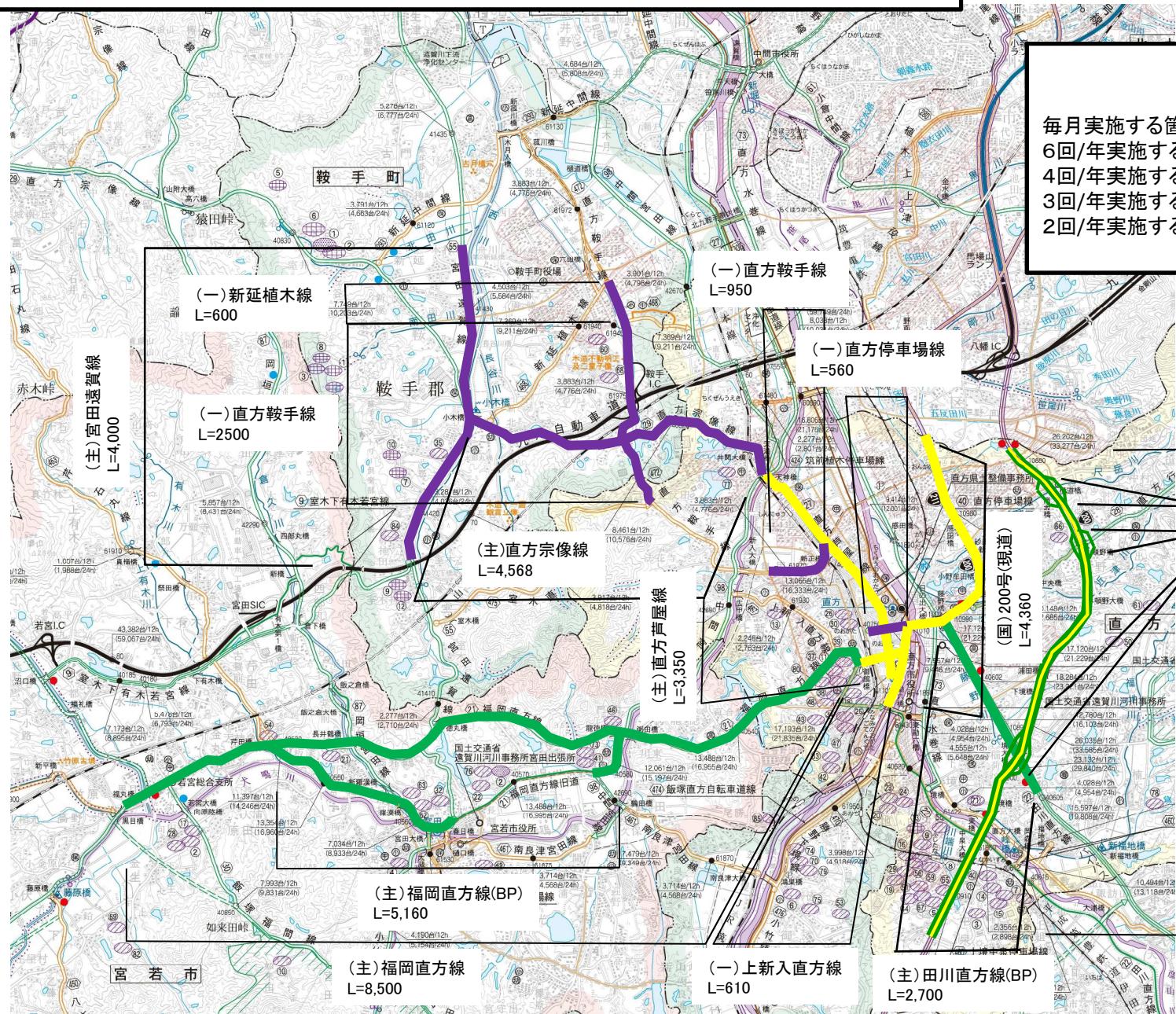
R8南筑後県土整備事務所路面清掃実施箇所図



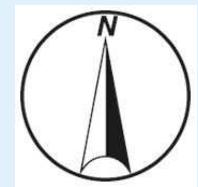
R8南筑後県土整備事務所(柳川)路面清掃実施箇所図



R8直方県土整備事務所路面清掃実施箇所図



R 8 京築県土整備事務所路面清掃実施箇所図



(一) 中津豊前線
L=4,500
(車道のみ)

(主)椎田勝山線
L=2,000
(車道のみ)

R 8 京築国土整備事務所(行橋)路面清掃実施箇所図



R8朝倉県土整備事務所路面清掃実施箇所図

(一)福岡日田線
L=220



(一)福岡日田線
L=2,340



(一)甘木停車場線
L=1,330

(主)甘木田主丸線
L=1,970

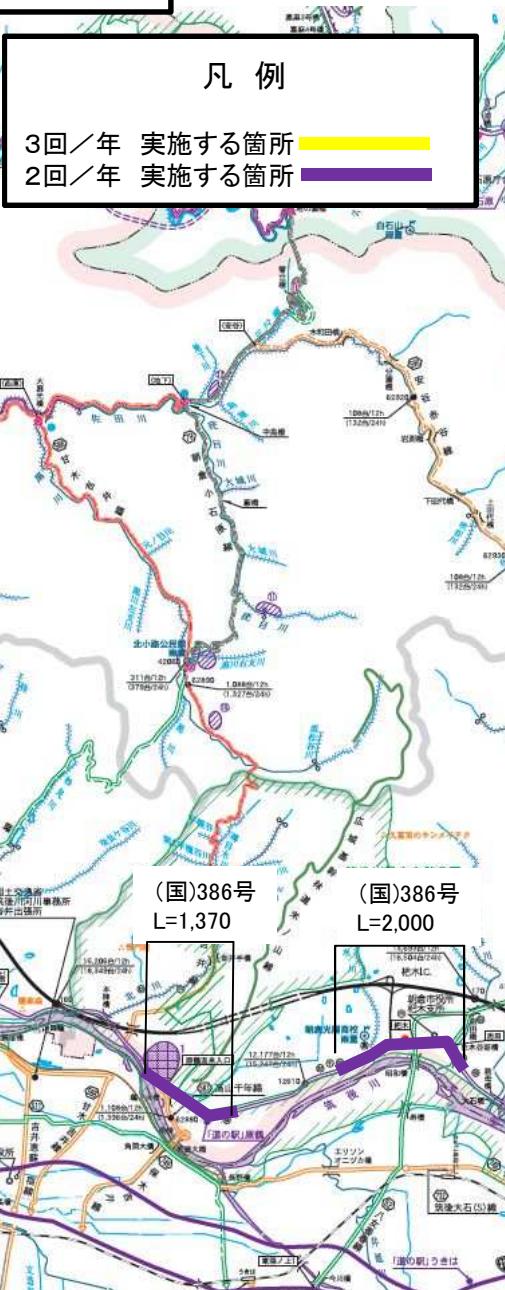
(主)甘木田主丸線
L=490

(国)386号
L=2,843

(主)馬田頓田線
L=3,180

凡 例

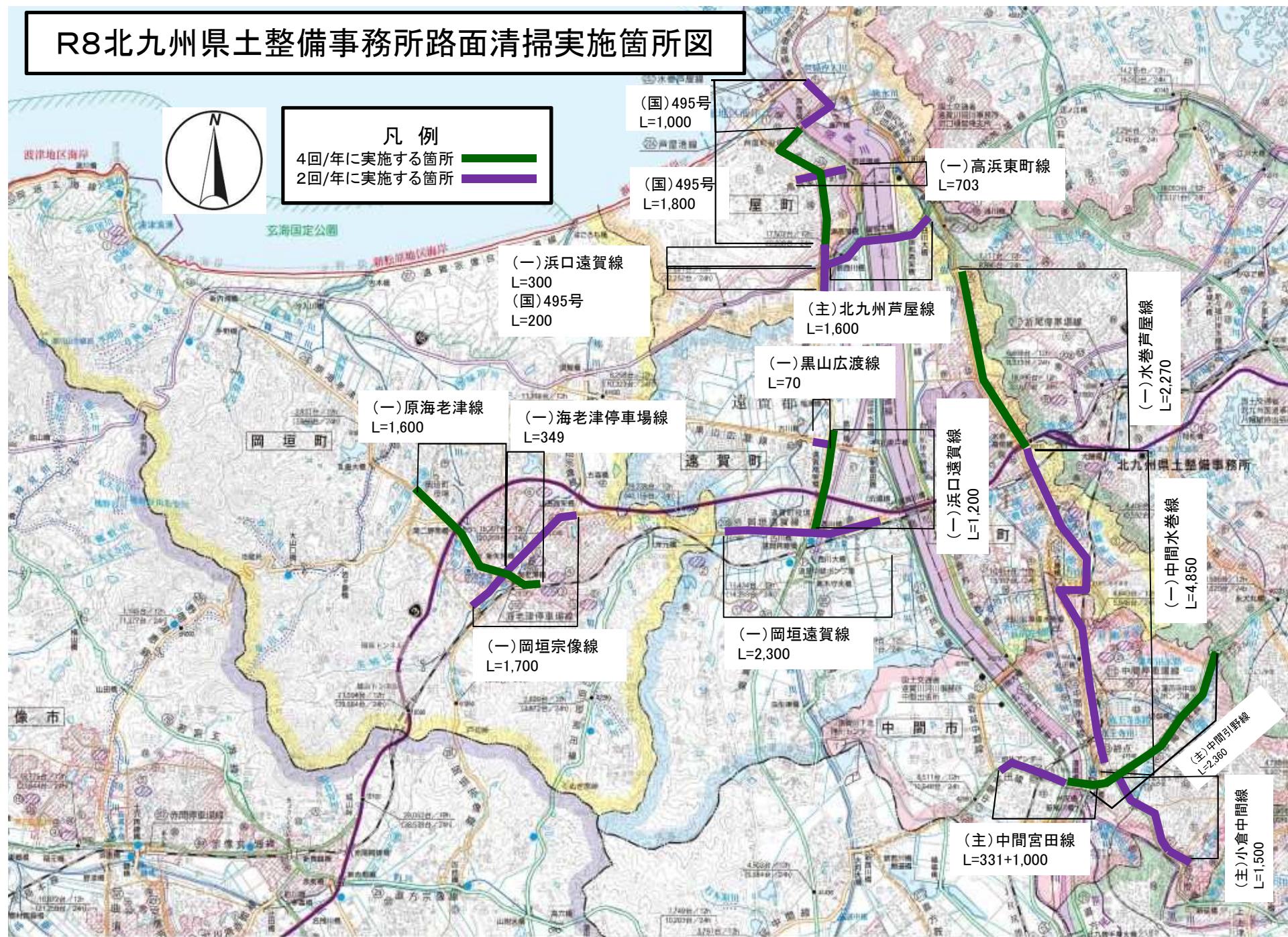
3回／年 実施する箇所
2回／年 実施する箇所



R8八女県土整備事務所路面清掃実施箇所図

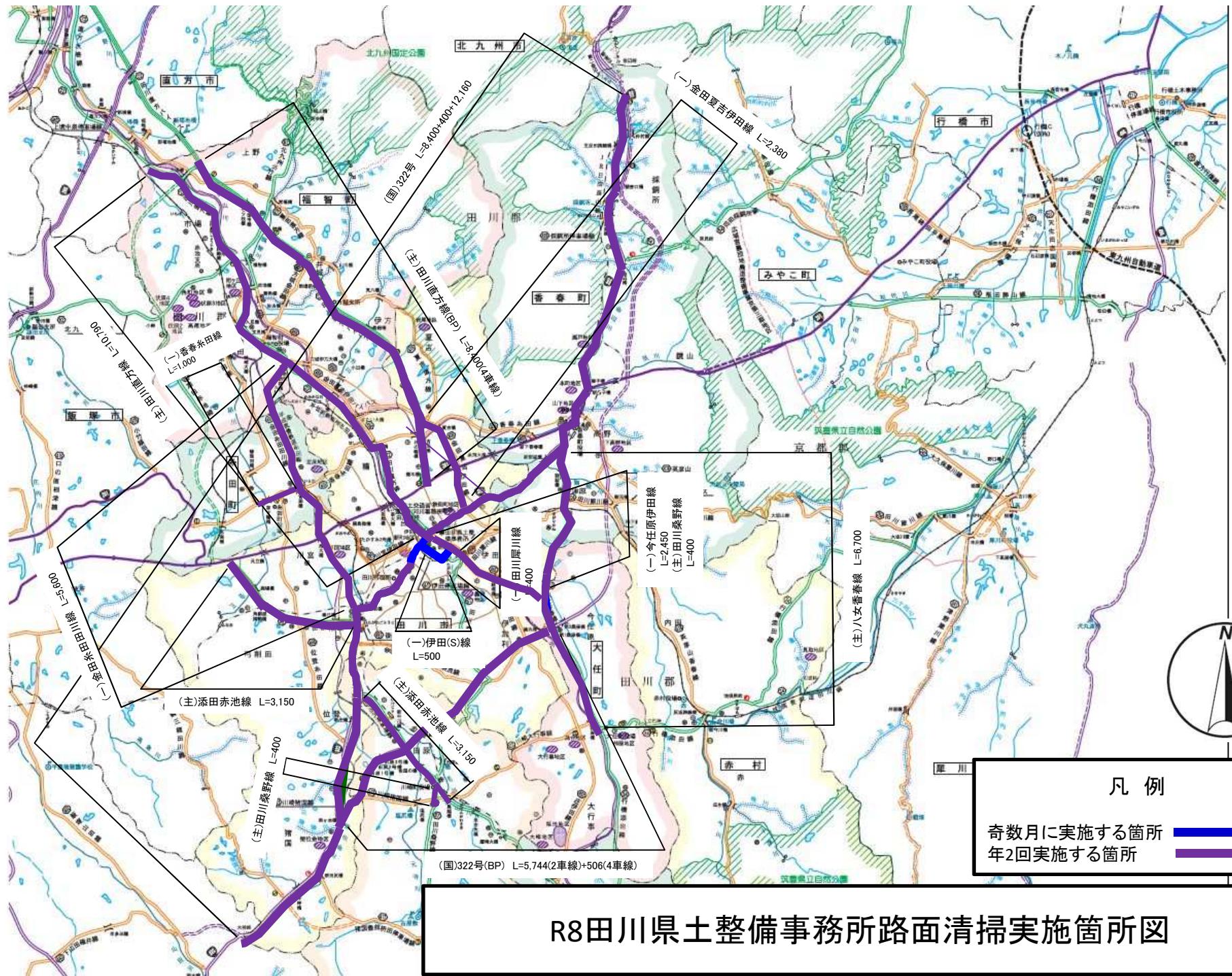


R8北九州県土整備事務所路面清掃実施箇所図



R8北九州県土整備事務所(宗像)路面清掃実施箇所図





凡 例

6箇月／回に実施する箇所 ■

